

調布市福祉のまちづくり推進計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)
- (2) 周知方法 平成29年12月5日号, 20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 各図書館, 各公民館, 各地域福祉センター(緑ヶ丘除く), みんなの広場(たづくり11階)
市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階), 教育会館, 神代出張所
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所福祉総務課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 27件(4人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	6件
第1章「計画の策定に当たって」に対する意見	0件
第2章「福祉のまちづくりの現状と課題」に対する意見	5件
第3章「福祉のまちづくりの基本的方向」に対する意見	0件
第4章「施策の展開」に対する意見	16件
第5章「計画の推進」に対する意見	0件
資料編	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	この計画に限らないことだが、同じ内容や施策を重複していくつもの計画に載せるのではなく、内容を絞った無駄のない計画にすべきである。内容がなく・薄いのにページ数が多すぎる。	本計画は調布市福祉のまちづくり条例の第7条に基づき、市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画としております。そのため、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合性を図って策定しております。
全般	2	事業が総花的である。もっと施策に優先順位をつけた計画にすべきである。	本計画は福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定しているため、施策を網羅的に掲載しております。施策ごとの優先順位づけについては、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討して参ります。
全般	3	やるべきことをたくさん並べる計画でなく、やることを絞り込んで確実に実施していく実効性ある計画にすべきである。両者の関係を明確にしておくことも必要である。 P. 90のPDCAサイクルによる進行管理を、ただお題目のように載せるのはやめること。目標（いつまでに何を）を具体的に定められない限りできない話。行ってきたのならそれを示すこと。P. 44～45、P. 84～86などにこれまでの取組として単年度の過去の数字があるが、P. 9～10のように時系列（年度毎の数字）で過去から未来（計画期間）までが見渡せる形で施策の達成度を示さなければ、PDCAサイクルをまわしたといえない。	PDCAサイクルによる計画の進行管理・評価につきましては、福祉のまちづくり推進連絡会において実施してまいります。 御提案いただいた記載については、次期計画策定時に検討して参ります。
全般	4	「福祉のまちづくり」や「安心した生活を営む」などを理由にして、他の計画に含まれている施策を重複して何でも入れてよいというものではない。 ①関連分野の計画は、「調布市福祉のまちづくり条例」の目的のために必要なものに限って取り込むべきである。 ②P. 27～30 施策体系図の項目に関連分野の計画と重複するものは、それが分かるようにすべきである。 ③この計画として不必要あるいは関係ないと思われる施策も記載されているので、見直して不要なものは削除すべきである。 例1：P. 71 下水道施設の地震対策の推進。 例2：P. 72 橋りょうの耐震改修（改修にあたって、バリアフリーにするなどを行うのならそのことを記載すれば理解できるが、ただ改修では不要である） ④また、「福祉のまちづくり」に基本的に反している事業も削除すべきである。たとえ、それに、バリアフリーなどの項目が含まれてたとしても。 例1：P. 69 駅前広場の整備（調布・布田・国領駅） ⑤一方で、記載すべき施策が抜けてないか、市政全体から再確認すべきである。	本計画は、第1条に基づき、協働して総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで温かいまち調布の実現を目指すことを目的としています。そのため、目的に沿った施策として掲載しております。 御指摘いただいた事業については、誰もが安心した生活を営むために必要であり、事業の推進が福祉のまちづくりに寄与するものと考えております。施策体系図に関しましては、項目の見易さを考慮し、現在の表示としております。また、本計画策定にあたり全庁的に照会を行っており、市政全体に鑑みて策定しております。
全般	5	「調布市福祉のまちづくり条例」に定められた事項の実施状況が見える計画にすべきである。 具体的には、第4章 都市施設の整備（▲都市施設がいくつあり、どれか？ ▲都市施設の都市施設整備基準への適合状況はどうなっているか？ ▲整備基準適合証の交付状況はどうなっているか？）、第5章 特定都市施設の整備（■特定都市施設がいくつあり、どれか？ ■特定都市施設の特定都市施設整備基準の遵守状況はどうなっているか？ ■整備基準適合証の交付状況はどうなっているか？）、第6章 住宅の整備 など。	（建築指導課） 届出対象建築物である「特定都市施設」については、建築確認申請関係図書等により確認し連絡するなどして届出の推進を図っております。件数等の掲載については、掲載方法も含め次期計画策定時に検討して参ります。
全般	6	P28～3 施策体系図は、ページが記載されていて、興味のある項目を開くことができ、とてもよいと思いました。 P64～の写真は、百聞は一見にしかずで、やはりよいと思いました。文章が続く中、視覚に訴えるのは飽きなくてよいです。	本計画の策定にあたっては、誰もが見やすく、必要とする情報を探しやすいことを重視して検討を進めてきました。 いただいた御意見につきましては、今後、他計画を策定するうえでも参考とさせていただきます。

第2章 福祉のまちづくりの現状と課題

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
2 市民福祉ニーズ調査結果	7	P. 11～市民福祉ニーズ調査結果 この調査結果をもっともっと深く分析して、ニーズをしっかりと把握すべきである。 ただ、結果を集計してグラフ化した程度にすぎない。もったいない。	市民福祉ニーズ調査については、計画を改定する際の基礎資料としてアンケート調査を実施しております。これに加えて、障害者団体等に対して実施したグループインタビューによる具体的な御意見等も参考にニーズを把握し、本計画の策定に反映しております。
2 市民福祉ニーズ調査結果	8	P. 11～市民福祉ニーズ調査結果 「ニーズを把握し、計画を改定する際の基礎資料とすることを目的とし」ているのなら、「(1)バリアフリー化の状況」において、整備されているとの回答が「多いもの」だけを記述するだけでなく、「少ないもの」、すなわち「これから整備すべきもの」を記述すべきである。	市民福祉ニーズ調査については、計画を改定する際の基礎資料とすることを目的としており、前計画（平成25年度から平成29年度まで）の取組を進めた結果が市民の意識や意見にどの程度反映されているかを把握したうえで、不足があったものについては、(4)調査から見えた課題として位置づけ、本計画の策定に活用しております。
2 市民福祉ニーズ調査結果	9	P. 11～市民福祉ニーズ調査結果 (1)バリアフリー化の状況 対象市民毎のグラフを否定しないが、対象項目毎のグラフも必要である。追加すべきである。この調査結果を縦から眺めたり、横から眺めたり、斜めから眺めたりして、もっともっと深く分析して、ニーズをしっかりと把握すべきである。	市民福祉ニーズ調査については、計画を改定する際の基礎資料としてアンケート調査を実施しております。これに加えて、障害者団体に対して実施したグループインタビューによる具体的な御意見等も参考にニーズを把握し、本計画の策定に反映しております。
2 市民福祉ニーズ調査結果	10	P. 11～百分率表示のグラフの目盛は原則(*)100%まで示すこと 各項目比較だけでなく、全体(100%)に対して、どの程度かを表現することも重要である。(*)低いパーセント数値の場合はその限りでない。	グラフの目盛については、ニーズ調査結果の見易さや紙面のスペース等を考慮し、現在の表示としております。
2 市民福祉ニーズ調査結果	11	P. 16 5行目 (3)制度・法律の認知度 ①障害者差別解消法の認知度 「一般市民では3割台後半、その他では4割台以上であり」の「その他」という語句は不適切である。「障害者等」などに変更すべきである。順序も、「(障害者等)は4割台以上であるが、一般市民では3割台後半であり、」と入れ替えるべきである。 また、障害児(保護者)の突出している80%は記載すべきである。この8分類の誰が最もこの法律を知る必要があるのか、それにも言及すべきである。	御意見を踏まえ、修正いたします。 【修正】 「一般市民では3割台後半、その他では4割台以上であり…」 →「障害児(保護者)では7割台以上に認知されており、障害者等も4割台以上である。一方、一般市民では3割台後半であり…」

第4章 施策の展開

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	12	財源にも触れるべきである どの施策を実施するにもお金がかかるので、財源を無視できない。財源の制約があってニーズに答えられないとしたら、それについて記載すべきである。	各施策の財源については、本計画の完成予定である平成30年3月時点で確定していないことから、具体的に掲載することは困難であると考えております。

全般	13	<p>高齢化が進行するにつれて増加するはずである。ニーズ予測や年度毎の計画数字などを記載すべきである 例えば、P. 44 車いす福祉タクシー、P. 45福祉タクシー事業の推進</p>	<p>本計画は調布市福祉のまちづくり条例の第7条に基づき、市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画としております。そのため、高齢化に伴う具体的なニーズ予測等の掲載については、他計画策定時の参考とさせていただきます。</p>
Ⅲ 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	14	<p>P44 移動支援 <ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー券を精神疾患の手帳保持者にも。電車に乗れず、社会を狭くする場合もある 障がい者も自転車に乗る（例えば三輪自転車）。 <p>駐輪場で障がい者用のコーナーがあればよい。または目的地の直近で止めることができるステッカーをつくって下さい。 <ul style="list-style-type: none"> 自走式の地下駐輪場は、障がい者、高齢者、子ども連れにはとうてい使うことができません。機械式で簡単に出し入れできるものが良い。 買い物などにちょこっと駐輪は是非必要です。ラーメン食べるのに、地下駐輪場までお気に行きたくないでしょう。 無料駐輪場をつぶすとは（有料駐輪場開設のその日に）、行政は血も涙もないのか？ 無料で継続することを模索したのか？ ミニバスは座席数も少なく、あの乗り心地で200円は高い。シルバーバスで無料よりも、一律100円にしたらどうでしょう。 </p> </p>	<p>（交通対策課） 御意見にあるとおり、駐輪場での障害者用のコーナーについては、既存の大型自転車ゾーンの活用等で対応可能と考えておりますが、今後の運用の参考とさせていただきます。 地下駐輪場については、だれでも使いやすいように大型のエレベーターを設置します。路上への駐輪は、車いすをお使いの障害者やベビーカーをお使いの歩行者の迷惑となります。短時間無料の施設もありますので、そちらをご利用ください。 調布市ミニバスは、シルバーバスや障害者運賃の割引ができるよう、他の路線バスと同様の料金設定（大人：206円子ども103円（ICカード利用時））としております。公共交通不便地域の解消や高齢者等の社会参加促進にはシルバーバスの使用が効果的であると考えております。 その他御提案の内容につきましては、今後、施策・事業を推進して行く中で、御意見を参考とさせていただきます。</p>
Ⅳ 住まい・施設等のまちづくりの推進	15	<p>p65道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 通学路の多くが歩道がなく、子どもたちの登下校が危険 たいていの歩道が狭すぎて、電柱が半分占拠しているところも多い。また、車道に向かって右斜面になっている個所が多いので、車椅子、三輪自転車には大変危険。 </p>	<p>（道路管理課） 本事業は、調布市バリアフリー特定事業計画に位置付けられた路線及び市内の主要市道において、人と環境にやさしい道路整備事業の中で、セミフラット型歩道への改良により平坦性や歩道幅員を確保し、段差解消も含めた歩道のバリアフリー化について記しています。いただいた御意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
Ⅳ 住まい・施設等のまちづくりの推進	16	<p>P. 66 市営公衆便所の維持管理 調布駅前広場の再開発に伴い、南口の公衆便所がH28年に廃止されて大変不便である。 代替案を示さず、人が生きていく上に必要な施設を平気で廃止するような仕事の進め方がおかしいと思わないのでしょうか？手順前後もはなはだしい。 この計画案によれば、「6年後の目標（平成35年度）」として、「調布駅南公衆便所は、調布駅地下駐輪場と一体で整備する予定」とあるが、それまでの移行期間約7年間について代案を示すべきである。なお、表題は、「市営公衆便所の維持管理及び廃止対応」と改めること 具体的に提案すると、 1) 仮設トイレの設置 2) 駅前広場に周辺のトイレへの看板表示を設置すべきである。 環境政策課の担当者によれば、「駅員に声かけして調布駅の改札を入ったトイレを使えばよい」とのことであるから、広場から地下の駅へ入り口にトイレマークと距離を表示すべきである。</p>	<p>（街づくり事業課） 公衆トイレについて、市民の方からも御要望をいただいております。将来の駅前広場における公衆トイレの在り方を検討して参ります。 駅前広場完成時には、案内図等の公共サインによる表示の工夫を行っていきたいと考えております。 （交通対策課） 平成28年4月に事業認可を取得した地下駐輪場は、平成28年度中に既存駐輪場やトイレ等の撤去を行い、平成29、30年度で整備する予定であったことから、平成28年度中に撤去しております。</p>
Ⅳ 住まい・施設等のまちづくりの推進	17	<p>P. 66 市営公衆便所の維持管理 ユニバーサルデザインとは、身障者用とか車いすとかオストメイト対応などのことでしょうか？また、トイレ全体が何箇所あって、いつ何箇所をユニバーサルデザイン対応にするのか示すこと。</p>	<p>（環境政策課） ユニバーサルデザインについては、P7「バリアフリーとユニバーサルデザイン」で記述しております。また、トイレの箇所等については、P68「市営公衆便所の維持管理」で示しております。</p>

IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	18	<p>P. 67 公園・緑地等の整備 調布駅南口のタコ公園廃止と線路跡地の公園に触れないような事業は、この計画から削除すべきである。 代替公園を整備しないままタコ公園を廃止したことは、特に子どもの人権侵害である。保育園の外遊びの場所も奪った。</p>	<p>(緑と公園課) 調布駅前公園(タコ公園)の閉園については、調布駅前広場整備及び調布駅地下駐輪場整備事業に伴い閉園したところであり、代替の公園として予定している線路跡地の公園については、早期に整備できるよう努めて参ります。</p>
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	19	<p>p67公園緑地 ・駅前広場のタコ公園を閉鎖したのは(その地下に駐輪場をつくるのは)大変乱暴な施策です。タコ公園は調布市民の思い出の場所、心のふるさともかもしれません。皆が舞台に立ったことがあるグリーンホールから昂ぶった気持ちで出てきて、下にタコ公園を眺め、待ち合わせの約束をした公園です。今あるものを生かした広場づくりを目指したら、たこ公園はつぶせなかったでしょう。 ・調布駅南口のロータリーを広くする計画。人はどこを歩くの? 大回りさせられるのなら、ロータリーの真ん中突っ切る人が出て来るのでは? ・今の市の計画では、人が集う、人のための広場ができるとは思えない。</p>	<p>(街づくり事業課) 昭和47年の開園以来、多くの市民に愛されてきた調布駅前公園(タコ公園)のように、親しみを抱いていただけるような駅前広場整備を目指し、皆が語り、いこえる空間についても駅前広場内に創出していきたいと考えています。 調布駅前広場に求められる条件のもと、歩行空間やイベントスペースを広く取るため、ロータリーを出来るだけ小さくしたのが現在の計画です。歩行空間については、快適な空間となるよう工夫して参りますので、御理解賜りますようお願いいたします。 調布駅前広場は、交通結節機能の向上だけでなく、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として引き続き整備を進めて参ります。 (交通対策課) 調布駅前広場並びに地下駐輪場については、利便性が高く快適で豊かなまちづくりを進めるうえで必要な施設であると考えております。 (緑と公園課) 調布駅前公園(タコ公園)の閉園については、調布駅前広場整備及び調布駅地下駐輪場整備事業に伴い閉園したところであり、</p>
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	20	<p>p67.8 トイレ ・駅前広場のトイレをどうしてあんなに素早く撤去してしまったのでしょうか? 広場の整備に伴ってトイレ配置ならば、あと5年間もできないという事でしょうか?</p>	<p>(交通対策課) 平成28年4月に事業認可を取得した地下駐輪場は、平成28年度中に既存駐輪場やトイレ等の撤去を行い、平成29、30年度で整備する予定であったことから、平成28年度中に撤去しております。 (街づくり事業課) 公衆トイレについて、市民の方からも御要望をいただいております。将来の駅前広場における公衆トイレの在り方を検討して参ります。</p>
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	21	<p>P. 69 駅前広場の整備(調布・布田・国領駅) バリアフリー化は必要なことだが、調布駅前広場の整備は大きな問題がある。代替公園を整備しないままタコ公園を廃止したことは、特に子どもの人権侵害である。保育園の外遊びの場所も奪った。 代替の便所を用意しないまま公衆便所を廃止したことも、人権侵害といつてよい。また、交通需要からは過大すぎる南口広場のロータリーは、歩行空間のゆとりがない。自走式の地下駐輪場は、エレベータを併設しているとはいえ、地上で出し入れ出来る機械式と比べると、人にやさしいといえない。人に安らぎと憩いを与える古くからの樹木を減らすことも「福祉のまちづくり」に反している。このような「福祉のまちづくり」に反する、手順前後のやり方、かつ中身の事業はこの計画から削除すべきである。</p>	<p>(街づくり事業課) 将来の駅前広場には、今ある樹木のうち、記念樹などの樹木については極力現位置で保全するほか、移植などの対応を進める予定です。このほか、新たな植樹も計画しており、合計で110本程度の樹木を植え、うるおいや、やすらぎが生まれる空間となるよう整備して参ります。 (交通対策課) 調布駅前広場に求められる機能や一時利用のしやすさ等を勘案し、大型のエレベーターを併設する自走式の地下駐輪場が適していると考えております。 (緑と公園課) 調布駅前公園(タコ公園)の閉園については、調布駅前広場整備及び調布駅地下駐輪場整備事業に伴い閉園したところであり、代替の公園として予定している線路跡地の公園については、早期に整備できるよう努めて参ります。</p>

IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	22	P. 71 下水道施設の地震対策の推進 下水道施設の地震対策は、地震時の下水道事業維持のために必要だが、この計画と関係ある内容でないので、この計画から削除すること	調布市福祉のまちづくり条例では、市の責務として「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、まただれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立った街づくりを推し進めること」を定めています。 御意見にあるとおり、当該事業と本計画との関連につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	23	P. 72 橋りょうの耐震改修 橋りょうの耐震改修それ自体は必要な事業だが、この計画と関係ある内容でないので、この計画から削除すること。但し、改修にあたって、バリアフリーにするなどを行うのなら、そのことを記載すべきである。	(道路管理課) 市政運営に係る安全・安心の観点から、災害に強いまちづくりの一環として、当該事業について記しています。 御意見にあるとおり、当該事業と本計画との関連につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。
V 安全・安心して過ごせるまちづくりの推進	24	P79 交通安全施設の整備と関係機関への要望 染地1丁目都営住宅6号棟からいなげやへ通じる道路標識(速度)がない為、住民生活道路と子供達の通学路であり車の通行で非常に危険である為、速度標識を至急設置すべきである。	(道路管理課) 速度標識については、警察の管轄となります。過去にも同様の案件要望があり、調布警察交通規制係に依頼をしております。そのため、再度要望があった旨を伝えます。 また、ドライバーに注意を促すため、「危険飛び出し注意」の看板を該当箇所に3枚設置しております。
その他	25	追加項目 受動喫煙防止の施策を追加すること 屋外だけでなく、屋内における受動喫煙防止の施策を追加すること 例えば、店舗入口などに禁煙、分煙、喫煙可の表示など	(健康推進課) 受動喫煙防止に関する施策は「調布市民健康づくりプラン」にて推進して参ります。 屋内における受動喫煙防止については、平成25年に策定した「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」に基づき原則全面禁煙を実施しています。また、平成30年1月から、「調布市受動喫煙ゼロの店」の登録事業を開始し、市内飲食店のうち、屋内禁煙及び敷地内禁煙にしているところを登録し、店舗に禁煙ステッカーを表示するとともに、今後市のホームページで紹介して参ります。
その他	26	p 公共施設 ・グリーンホールを、巨大地下駐輪場のために振り回さないでください。公共建築物ですから、寿命は60年は持たせたい。それが、地下駐輪場のために外階段をアクロバットのように地下から支える？ 35年度末に階段撤去で、収容人員が半減する？ 沿線有数のホールで調布の文化の殿堂ではないですか。	(交通対策課) 地下駐輪場の工事中も、グリーンホールの施設利用に影響がないよう計画しています。 (文化振興課) 今後のグリーンホールのあり方については、平成29年度設置をした公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進に必要な事項を庁内で検討する公共施設等マネジメント推進検討会議において、現状と課題、今後の方向性などについて協議を進めております。 いただいた御意見については、関係各課に報告いたします。
その他	27	歩行者道路のバリアフリー 車道との段差について、角度がありすぎる歩道があり、高齢者の歩行に障害があるため、今後、安全・安心上の為、改修すべきである。歩行中段差があり、転倒すること多々あり、非常に危険である。	(道路管理課) 本事業は、調布市バリアフリー特定事業計画に位置付けられた路線及び市内の主要市道において、人と環境にやさしい道路整備事業の中で、セミフラット型歩道への改良により平坦性や歩道幅員を確保し、段差解消も含めた歩道のバリアフリー化について記しています。いただいた御意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。